

軽減税率制度への対応には 準備が必要です!

消費税軽減税率制度説明会のご案内

飯田税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、本年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

開催日時		開催場所等	
平成31年3月18日(月)	15:00~16:30(決算期別説明会終了後)	南信州・飯田産業センター (飯田市座光寺3349-1)	A棟2階大ホール 定員200名
	講師:税理士会派遣税理士		
平成31年4月8日(月)	15:00~16:00(新設法人説明会終了後)	飯田税務署 (飯田市高羽町6-1-5)	2階会議室 定員40名
	講師:税務署職員		
平成31年4月9日(火)	①11:00~12:00、②13:00~14:00	南信州・飯田産業センター (飯田市座光寺3349-1)	B棟2階B203・B204 定員各回90名
	講師:税務署職員		
平成31年4月16日(火)	①11:00~12:00、②13:00~14:00	阿南町商工会 (阿南町東條44-1)	定員各回30名
	講師:税務署職員		
平成31年4月23日(火)	①11:00~12:00、②13:00~14:00	阿智村商工会 (阿智村駒場1078-5)	定員各回30名
	講師:税務署職員		

消費税軽減税率制度説明会に関するお問い合わせは、下記のお問合せ先までご連絡ください。《共催》一般社団法人飯田法人会

お問合せ先

飯田税務署 個人課税第一部門 担当: 関 ・ 法人課税第一部門 担当: 小林

電話 0265-22-1165 (代表)

税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。